

小川原湖漁業協同組合内共第36号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、小川原湖漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第36号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（わかさぎ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、えび、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関する必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、第1項の規定により申請（口頭を含む）されたときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

3 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁業区域内で手釣、竿釣、たも網の漁具・漁法以外で遊漁してはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
たも網	口径1m以内

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
わかさぎ	4月21日から 6月20日まで 9月1日から翌年3月15日まで
いわな、やまめ	4月1日から 9月30日まで

(禁 止 区 域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる魚種は、中欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

魚 種	区 域	期 間
わかさぎ	七戸川	1月1日から 12月31日まで

(全 長 の 制 限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	20 cm
う な ぎ	40 cm
い わ な	15 cm
や ま め	15 cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは次に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、50円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
わかさぎ、こい、ふな	手 釣	
うぐい、うなぎ、えび	竿 釣	1日300円、1年2,500円
いわな、やまめ	た も 網	

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。

(1) 小川原湖漁業協同組合（東北町旭北4丁目31番地662）

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種

- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁承認証等に関する事項)

第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます（鳶沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	15,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます（鳶沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	8,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行なうものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会

- 3 前項の遊漁承認証に記載する事項は前条第1項に準ずるものとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次の表に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区 域
姉戸川河口両岸100mの区域

5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

6 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第 11 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第 12 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(附 則)

この規則は、認可の日から施行する。